

研究ノート

## 『歴代古案』収載の「内府ちかひの条々」について －上杉版「内府ちかひの条々」に関する若干の考察－

白 峰 旬

### はじめに

慶長5年（1600）におきた関ヶ原の戦い<sup>(1)</sup>に至る政治過程を考察するうえで、「内府ちかひの条々」は重要な意味を持つ。「内府ちかひの条々」は、慶長5年（1600）7月17日に大坂三奉行（増田長盛、長束正家、徳善院玄以）が出した、徳川家康に対する13ヶ条の弾劾状（一つ書きで記載）である。諸史料に伝存する「内府ちかひの条々」（13ヶ条）（以下、通常版「内府ちかひの条々」と略称する）とは別に、上杉家の史料である『歴代古案』<sup>(2)</sup>に収載された「内府ちかひの条々」（11ヶ条）（以下、上杉版「内府ちかひの条々」と略称する）が存在する。

この上杉版「内府ちかひの条々」については、すでに桐野作人氏が「三成が書いた「内府ちかひの条々」があった!？」<sup>(3)</sup>という論考（以下、桐野論考と略称する）を出しているため、その要点をまとめると以下のようになる。

※桐野論考では、通常版「内府ちかひの条々」をA、上杉版「内府ちかひの条々」をBと仮称しているが、本稿での略称に合わせて、通常版「内府ちかひの条々」、上杉版「内府ちかひの条々」という略称を以下では使用する。

※桐野論考では、上杉版「内府ちかひの条々」について、三成版「内府ちかひの条々」としている箇所があるが、これも本稿での略称に合わせて、上杉版「内府ちかひの条々」という略称を以下では使用する。

※桐野論考では「内府ちかひの条々」と表記しているが、以下では「内府ちかひの条々」と表記する。

※以下における下線は引用者（白峰）によるものである。

- (1) 上杉版「内府ちかひの条々」は偽文書の可能性も指摘されているためか、ほとんど知られていない貴重史料である。
- (2) 通常版「内府ちかひの条々」は、慶長5年7月17日、a 前田玄以（引用者注：本稿では徳善院玄以と表記した）、増田長盛、長束正家の三奉行が連署した13ヶ条で、西軍大名を中心に諸大名に広く通達された。
- (3) 上杉版「内府ちかひの条々」は、石田三成と増田長盛の連署状で、毛利輝元・同秀元、宇喜多秀家、小早川秀秋、島津義弘など、62人の大名に宛てたものであり、上杉家の家伝史料『歴代古案』第五（統群書類従完成会）に「一五三七 石田三成・増田長盛連署条目」という史料名で収録されている写しである。
- (4) 年次は慶長五年七月とあるから、通常版「内府ちかひの条々」と相前後して発給されたことになる。この史料は現在、米沢市上杉博物館が所蔵している。

- (5) 上杉版「内府ちかひの条々」は全11ヶ条で、通常版「内府ちかひの条々」より2ヶ条少ないが、内容はほぼ共通で重複している。ただし、順番の前後がある。
- (6) 通常版「内府ちかひの条々」を基準として、上杉版「内府ちかひの条々」と重複する条目を対応させると、上杉版「内府ちかひの条々」では通常版「内府ちかひの条々」の1条目（石田三成の失脚）と11条目（武断七将の襲撃）が削除されている。このように連署者の石田三成個人に関わる事柄が削除されているのは、天下に布告する公文書という性格上、自分（三成）の個人的な利害を含めるのは依怙<sup>えこ</sup>ではないかと、文書の公正さに疑問をもたれることを回避したためであろう。
- (7) 通常版「内府ちかひの条々」には石田三成の名前がないが、上杉版「内府ちかひの条々」は増田長盛との連署ながら、事実上、三成の意向に基づいて書かれたとみてよい。上杉版「内府ちかひの条々」は、通常版「内府ちかひの条々」にはない、激烈な家康弾劾状になっている。
- (8) 通常版「内府ちかひの条々」の特徴としては、家康とは正面から敵対したくない三奉行の政治的立場を反映してか、腰が引けている印象がある。というのは、弾劾対象である家康に敬語を使っているからである。  
 b 家康の行為を示す動詞の多くに敬語「被」を用いている。c 末尾に「内府公」と2回も使い、すべてその行為が敬語になっている。そして、d 家康が太閤様（秀吉）の御恩賞を忘れられないのであれば、秀頼様へのご忠節であると結び、最後は家康に何とか心を改めてほしいと懇願する口調になっている。
- (9) 一方、上杉版「内府ちかひの条々」はe 家康の名前を呼び捨てにしたうえに、一部の例外を除いて、その行為に対する敬語を排している。そして、末尾では、家康を「逆心至極」と断罪して、豊臣秀頼の天下を奪おうとする謀を仕掛けており、これを阻止するために家康を成敗しないとならないと檄を飛ばしている。このように、上杉版「内府ちかひの条々」は通常版「内府ちかひの条々」と比較して、弾劾状として、より激烈で腰がすわっている。
- (10) 上杉版「内府ちかひの条々」は、偽文書ではないかという疑問があり、f 連署者の増田長盛の通称官名は「右衛門尉」であるが、上杉版「内府ちかひの条々」では「右衛門大夫」になっている。また、文の結びも不自然で、g 書止文言の「仍如件」という上位者からの直状形式の文書を、自分たちよりも家格も官位も上位である毛利輝元や宇喜多秀家などに宛てるのはおかしいともいえる。
- (11) 一方、これが偽文書でないとすれば、別の疑問もある。h 宛先が62人の大名になっているから、同文のものがそれに近い数で発給されたはずなのに、なぜか1通も残っていないのは不思議である。しかも、宛先になっていない上杉家には残っているのをどう理解すべきか。それは、石田三成が孤立している上杉家を激励するためにあえて1通だけ作成し、多数の大名に発給したように偽装することによって、上杉家にこれだけ多数の味方がいると知らせようとしたのではないかと考えれば合点がいく。上杉版「内府ちかひの条々」は、上杉家を督戦<sup>とくせん</sup>するため、石田三成が自作自演した文書だったといえるかもしれない。しかも三成の家康に対する敵愾心<sup>てきがいしん</sup>がよく表れているといえるだろう。

以上の桐野論考における指摘については示唆に富むものであるが、下線 a～h について私見を提示しておきたい。

下線 a は、通常版「内府ちかひの条々」に前田玄以（徳善院玄以）、増田長盛、長束正家の三奉行が連署した、

『歴代古案』収載の「内府ちかひの条々」について—上杉版「内府ちかひの条々」に関する若干の考察—（白峰）という指摘であるが、これは事実誤認であり、通常版「内府ちかひの条々」には発給者の署名はない。通常版「内府ちかひの条々」と同日付で諸大名に対して出された連署状<sup>(4)</sup>の発給者は三奉行（増田長盛、長束正家、徳善院玄以）であるので、桐野論考はそれ（三奉行の連署状）と混同しているであろう。

下線 b、下線 c、下線 d についても事実誤認であり、通常版「内府ちかひの条々」にはそのような記載はなく、通常版「内府ちかひの条々」と同日付で出された前掲の三奉行（増田長盛、長束正家、徳善院玄以）連署状に記載された内容に合致するので、桐野論考はこれも三奉行の連署状と混同している。

なお、下線 d の桐野論考の解釈も誤認しており、上述したように、下線 d は諸大名に対して出された三奉行連署状における記載なので「各大名が太閤様（秀吉）の御恩賞を忘れないのであれば、秀頼様への御忠節をすべきである（具体的には豊臣政権による反家康の挙兵に参戦するため兵力を動員して上坂すること）」と解釈すべきである。よって、「最後は家康に何とか心を改めてほしいと懇願する口調になっている」とする桐野論考の解釈は正しくない。

下線 e は、上杉版「内府ちかひの条々」では家康の名前を呼び捨てにしている、という指摘であるが上杉版「内府ちかひの条々」では上杉景勝についても「景勝」と呼び捨てにしている。後述するように、当時は名前を呼び捨てで表記することは、失礼な意味ではない。

下線 f は、増田長盛の署名について、本来は「右衛門尉」と署名すべきところ、上杉版「内府ちかひの条々」では「右衛門大夫」と署名されている点について、疑義を指摘している。確かに尤もな指摘であるが、「(天正20年)3月3日付豊臣秀吉書状（京都大学総合博物館所蔵文書）には「増田右衛門大夫 浅野弾正少弼 奉之」という記載があり<sup>(5)</sup>、「増田右衛門大夫」という署名はレアケースであっても存在することを考慮すると、偽文書としての根拠にはならないであろう。

下線 g は、上杉版「内府ちかひの条々」の書止文言が「仍如件」であり、上位者からの直状形式の文書である点について、疑義を指摘している。

しかし、通常版「内府ちかひの条々」では、さらに形式としては薄礼になり、書止文言すらなくなって、文末は「～候也」で終わっている。

よって、上杉版「内府ちかひの条々」のように書止文言がある方が、書止文言がない通常版「内府ちかひの条々」よりも厚礼ということになるので、この疑義については問題ないといえよう。

通常版「内府ちかひの条々」には年月日（慶長五年七月十七日）の記載はあるが、発給者と宛所の記載はない。同日付で出された三奉行の連署状は書状形式であり、年号の記載はなく月日（七月十七日）の記載のみである。そして書止文言は「恐惶謹言」或いは「恐々謹言」であり<sup>(6)</sup>、宛所の記載がある。

それでは、なぜこのように、通常版「内府ちかひの条々」と同日付の三奉行連署状を分けて、諸大名に対して発給したのであろうか（三奉行の連署状では「内府公御違之条々、別紙ニ相見候」と記されていて、通常版「内府ちかひの条々」について「別紙」としている）。

通常版「内府ちかひの条々」は、桐野論考において指摘されているように「天下に布告する公文書」という性格を有するものであるから、豊臣政権の意志として家康を弾劾することを諸大名に下達する、という意味で、書状形式ではなく直状形式で年月日を記載し、オリジナルの上杉版「内府ちかひの条々」（後述するように、本稿

では上杉版「内府ちかひの条々」は通常版「内府ちかひの条々」に先行するオリジナルバージョンと考えている  
では「仍如件」という直状形式の書止文言を使用していた、と考えられる。

直状(判物)は「永続的効力を付与すべき文書に用い」<sup>(7)</sup>るものなので、そうした直状形式になった、と考えられる。

上杉版「内府ちかひの条々」の発給者は、石田三成、増田長盛であるのに対して、通常版「内府ちかひの条々」に発給者の記載がないのは、7月の時点では石田三成がまだ正式に豊臣政権に復帰(復権)していなかったことによるのかもしれないが、別の見方をすると、同日付で諸大名に個別に出された三奉行連署状があるので、発給者の記載をしなかった、と考えることもできる。

通常版「内府ちかひの条々」に宛所の記載がないのは、軍法<sup>(8)</sup>と同様に諸大名に対して公布する(個別の大名にそれぞれ宛てたものではない)という性格を有していたからと考えられる。

要するに、通常版「内府ちかひの条々」は、豊臣政権の意志として家康の弾劾を天下に公布する性格のもの(直状形式)であるので、年月日は記載したが、発給者、宛所の記載はなく、同日付で諸大名に対して個別に出された三奉行連署状(書状形式)が副状的意味(通常版「内府ちかひの条々」を出した説明をした)を持っていた、と考えられる。

下線hの桐野論考の指摘については、私見とは見解が異なるので、その点については本稿の「おわりに」で私見を提示した。

以下、本稿では、上杉版「内府ちかひの条々」について若干の考察をおこないたい。

## 1. 上杉版「内府ちかひの条々」の内容

諸史料に伝存する通常版「内府ちかひの条々」(「筑紫文書」<sup>(9)</sup>など)と上杉版「内府ちかひの条々」<sup>(10)</sup>の違いについて以下に列挙する。

- (1) 通常版「内府ちかひの条々」の冒頭は「内府ちかひの条々」という記載であるが、上杉版「内府ちかひの条々」の冒頭は「條々」という記載である。
- (2) 通常版「内府ちかひの条々」は13ヶ条であるが、上杉版「内府ちかひの条々」は11ヶ条である。
- (3) 通常版「内府ちかひの条々」には発給者の記載がなく宛所の記載もないが、上杉版「内府ちかひの条々」には発給者(増田長盛、石田三成)と宛所(宛所の記載については具体的に後述する)の記載がある。
- (4) 通常版「内府ちかひの条々」には末尾に「慶長五年七月十七日」と記載されているが、上杉版「内府ちかひの条々」の本文の末尾には「慶長五年七月」と記載されている。
- (5) 通常版「内府ちかひの条々」と上杉版「内府ちかひの条々」では箇条の順番が異なる箇所がある(この点は具体的に後述する)。
- (6) 上杉版「内府ちかひの条々」は11ヶ条を列記したあとの文が、通常版「内府ちかひの条々」の13ヶ条を列記したあとの文と異なっている。
- (7) 上杉版「内府ちかひの条々」は書止文言が「仍如件」であるが、通常版「内府ちかひの条々」は書止文言

『歴代古案』収載の「内府ちかひの条々」について－上杉版「内府ちかひの条々」に関する若干の考察－（白峰）

はなく、文末は「～候也」で終わっている。

なお、上杉版「内府ちかひの条々」は原文書ではなく写である（発給者の花押がない）。

通常版「内府ちかひの条々」は、上述したように13ケ条である。その内容（家康に対する具体的な弾劾内容）について、笠谷和比古『関ヶ原合戦と大坂の陣』<sup>(11)</sup> から以下に引用する。

※引用にあたり、便宜上、各箇条の冒頭に①～⑬の番号を付した。

- ①一、五大老、五奉行の間で相互信頼の誓詞を取り交わしたにもかかわらず、いく程もなく、奉行二人（浅野長政、石田三成）を逼塞<sup>ひっそく</sup>においこんだこと。
- ②一、五大老のうち前田利長を討伐すると称して人質を取り、利長を逼塞せしめたこと。
- ③一、上杉景勝は何の罪科もなきに、太閤秀吉<sup>はつと</sup>の法度にそむいて討伐せんとのこと。
- ④一、知行方についてはすべて自分の下に取り込んでいることは言うまでもなく、秀頼成人までは知行給付を行わずとの誓詞を違えて、忠節も無き者たちに知行を宛行っていること。
- ⑤一、伏見城の城番として太閤秀吉が定めておいた留守居の者たちを追い出して、自分の手兵を入れ置いたこと。
- ⑥一、五大老五奉行の十人の他には誓詞のやり取りを禁じているにもかかわらず、この誓約を破って、数多くの誓詞のやり取りを行っていること。
- ⑦一、北の政所の御座所に居住のこと。
- ⑧一、大坂城の家康の居る西の丸に、本丸のごとく天守閣<sup>(マ、マ)</sup>（天守カ）を建てたこと。
- ⑨一、諸将の妻子は人質であるのに、自分の党派の者たちのそれは国元へ帰したこと。
- ⑩一、私の婚姻は厳禁であるにもかかわらず、家康の行った婚姻はその数を知らぬ程であること。
- ⑪一、若い衆<sup>きょう させんどう</sup>を教唆扇動して徒党を立てさせたこと。
- ⑫一、五大老の連署で処理すべき政務を、家康一人で専断のこと。
- ⑬一、家康の側室の内縁をもって石清水八幡の検地を免除のこと。

上杉版「内府ちかひの条々」には、この通常版「内府ちかひの条々」の1条目と11条目が含まれていない（そのため、上杉版「内府ちかひの条々」は全11ケ条である）。

上杉版「内府ちかひの条々」と通常版「内府ちかひの条々」の各箇条の対応関係は以下のようになる<sup>(12)</sup>。

上杉版「内府ちかひの条々」		通常版「内府ちかひの条々」
①	→	②
②	→	③
③	→	④
④	→	⑥

⑤	→	⑦
⑥	→	⑧
⑦	→	⑨
⑧	→	⑩
⑨	→	⑫
⑩	→	⑬
⑪	→	⑤

ただし、上杉版「内府ちかひの条々」の箇条では、通常版「内府ちかひの条々」の箇条と、人物の記載（呼称）に関して文言が異なる箇所がある。その点は以下のようになる。

(1) 上杉版「内府ちかひの条々」の一条目と二条目には「幼君」（＝豊臣秀頼）という記載があるが（二条目における「幼君」は闕字扱い）、通常版「内府ちかひの条々」には「幼君」という記載はない。なお、上杉版「内府ちかひの条々」の11ヶ条のあとの文では「秀頼様」と記載している（闕字扱い）。

(2) 上杉版「内府ちかひの条々」の一条目では「家康」と呼び捨てで記載しているが、通常版「内府ちかひの条々」には「家康」と呼び捨てで記載している箇所はない。上述したように、通常版「内府ちかひの条々」の冒頭は「内府ちかひの条々」という記載であるので、通常版「内府ちかひの条々」では家康については「内府」と記載していることになる。

(3) 上杉版「内府ちかひの条々」の九条目では「五人之御家老」と記載されているが、その箇条に対応する通常版「内府ちかひの条々」の十二条目では「御奉行五人」と記載されている。

また、上杉版「内府ちかひの条々」の箇条と通常版「内府ちかひの条々」の箇条で、人物の記載（呼称）に関して文言が共通する箇所は、「大閤様」（＝豊臣秀吉）、「景勝」（＝上杉景勝）である。上杉景勝については、「景勝」と呼び捨てで記載しているが、当時は呼び捨てで記載することは失礼な意味ではない<sup>(13)</sup>。豊臣秀吉について「大閤様」と記載しているが<sup>(14)</sup>、当時は「太閤」ではなく、「大閤」と記載していたので<sup>(15)</sup>、記載の間違いではない。

そのほか、上杉版「内府ちかひの条々」の一条目では「五奉行之内、羽柴肥前守者」とあるので、この場合、いわゆる五大老（「羽柴肥前守」＝前田利長）の意味で「五奉行」と記載していることになる。

上杉版「内府ちかひの条々」の一条目と二条目を引用すると以下のようになる。

- 一、五奉行之内、羽柴肥前守者、偏ニ幼君守護を存処ニ、家康還而叛逆之旨申懸、度々以誓紙雖申分無承引、身上既ニ可果之処、景勝征東ニ付而、暫宥免之事、
- 一、景勝 幼君守護之外無他念処、還而為叛逆令誅罰之条、其断雖申之、不被承引、既出馬之事、

現代語訳すると、一条目は「五奉行（＝五大老）のうち、前田利長はひとえに幼君（＝豊臣秀頼）の守護をしていたところ、家康はかえって（前田利長に対して）反逆であると言い掛かりを付けて（前田利長は家康に対し

『歴代古案』収載の「内府ちかひの条々」について－上杉版「内府ちかひの条々」に関する若干の考察－（白峰）  
で度々誓紙をもって申し分（＝主張）を述べたが（家康は）承知せず、（前田利長の）身上はすでに果てるころであったが、（家康は）上杉景勝への征東をおこしたので、（前田利長は）しばらく赦免された」となる。

現代語訳すると、二条目は「上杉景勝は幼君（＝豊臣秀頼）を守護することのほか他に念はなかつたが、（家康は）かえって（上杉景勝は）反逆をしたので誅罰する、としたため、（上杉景勝は）その言い訳を述べたが（家康は）承知せず、（家康は）すでに（上杉討伐のために）出馬した」となる。

一条目と二条目の内容からすると、幼君（＝秀頼）を守護する（五大老の）前田利長や上杉景勝に対して、家康（五大老）が一方的に反逆であると言い掛かりを付けて、その積もも聞かずに、前田利長への政治的攻撃はあともわしにして上杉景勝への軍事攻撃（＝上杉討伐）を優先させた、ということになる。

このように、幼君（＝秀頼）を守護する前田利長、上杉景勝VS一方的に反逆であると言い掛かりを付ける家康という対立の図式を明確にしている点は、上杉版「内府ちかひの条々」の特徴と言える（上述したように、通常版「内府ちかひの条々」には「幼君」という記載がない）。

上述したように、上杉版「内府ちかひの条々」は11ヶ条を列記したあとの文が、通常版「内府ちかひの条々」の13ヶ条を列記したあとの文と異なっている。

上杉版「内府ちかひの条々」には「右十一ヶ條 大閣様相背御仕置之条、a 逆心至極也、如此一人宛討果、b 可奪 秀頼様之御代之謀也、（中略）權威日ニ長シ、僭上之情発覚、c 今不誅則必有後日之殃乎」（下線引用者）と記されていて、家康の「逆心」（下線 a）は秀頼からの政権篡奪を目的とした計略であり（下線 b）、今、家康を誅伐しなければ、（豊臣政権にとって）必ず後日の災いになる（下線 c）としている。

このように、上杉版「内府ちかひの条々」では家康に対する激しい敵意をむきだしにした表現の文になっており、上記の下線 a、下線 b、下線 c のような表現は、通常版「内府ちかひの条々」の13ヶ条を列記したあとの文には見られない。

なお、桐野論考でも、上杉版「内府ちかひの条々」における上記の下線 a、下線 b については注目されており、「随所に激烈な表現が散りばめられている」と指摘されている。

## 2. 上杉版「内府ちかひの条々」の宛所の記載

上述したように、通常版「内府ちかひの条々」には宛所の記載がないが、上杉版「内府ちかひの条々」には発給者（増田長盛、石田三成）と宛所の記載がある。

その宛所の記載について、作表したものが表 1 である。表 1 を見ると、上杉版「内府ちかひの条々」の宛所になっているのは、西日本の 1 万石以上の諸大名（ただし、増田長盛の家臣 2 名も含む）であることがわかる。

表 1 から読み取れる点について、まとめると以下ようになる。

- (1) 順番としては、最初に記載されているのは毛利輝元である。毛利輝元、宇喜多秀家、小早川秀秋、島津忠恒、長宗我部盛親など別格的に石高が多い大名は、長宗我部盛親以前の記載箇所に集中している（ただし、例外もある）。長宗我部盛親よりあとで、石高が多い大名（10 万石以上）は、毛利（小早川）秀包、小西行長、生駒親正、青木一矩、丹羽長重だけである。

- (2) 五大老のうち、入っているのは毛利輝元と宇喜多秀家のみである。上杉景勝、前田利長は入っていない。家康は「内府ちかひの条々」で弾劾対象になっているので、当然入っていない。
- (3) 四奉行（石田三成、増田長盛、長束正家、徳善院玄以）は入っていない（ただし、増田長盛の家臣2名の名前はある）。その理由としては、上杉版「内府ちかひの条々」は四奉行のうち石田三成と増田長盛が出したものであるから（つまり、四奉行は発給者サイドであるから）、宛所には入っていない、ということであろう。
- (4) 小早川秀秋は宇喜多秀家の次に記載されている。これは上杉版「内府ちかひの条々」の発給者サイド（上杉版「内府ちかひの条々」の発給者は石田三成と増田長盛）から小早川秀秋が反家康勢力の中核として見なされていたことによると思われる。
- (5) 丹波・但馬の大名はまとめて記載されている。九州、美濃、北陸の大名はある程度まとめて記載されている。

表1の大名分布（西日本の1万石以上の諸大名）を見て想起されるのが、慶長5年8月5日頃の時点と考えられる「備口人数」<sup>(16)</sup>の大名分布である。

「備口人数」の内容を作表したものが表2である。そして、上杉版「内府ちかひの条々」の宛所の国別分類と「備口人数」の国別分類をまとめたものが表3である。

表1が慶長5年7月の時点、表2が慶長5年8月5日頃の時点における豊臣政権側（反家康）の軍事力編成と見なすことができる。よって、表3における、上杉版「内府ちかひの条々」の宛所の国別分類と「備口人数」の国別分類の差異は、その時間的差異をあらわすと考えることもできる。

表2を見ると、最初に記載されているのが毛利輝元、その次が宇喜多秀家、3番目が小早川秀秋であり、表1の毛利秀元を除くと、表1と記載の順番は同じである。これは、反家康の軍事力として、ナンバー1が毛利輝元、ナンバー2が宇喜多秀家、ナンバー3が小早川秀秋と位置付けられていたことによるものと考えられ、二大老の毛利輝元、宇喜多秀家の位置付けは当然ながら、小早川秀秋は当時、豊臣政権の中核にいなかったにもかかわらず、その位置付けのランクの高さが注目される。

表3を見ると、上杉版「内府ちかひの条々」の宛所、「備口人数」ともに、九州では豊前国、山陰では丹後国、東海では伊賀国が入っていない。これは、黒田長政（豊前中津城主）、細川忠興（丹後宮津城主）、筒井定次（伊賀上野城主）が当初から家康サイドであると豊臣政権（＝石田・毛利連合政権）から見なされたことによるものであろう。

表3において、上杉版「内府ちかひの条々」の宛所に阿波国が入っておらず、「備口人数」で入っているのは、蜂須賀家政（阿波徳島城主）について、慶長5年7月の時点（表1）では豊臣政権が家康サイドかどうか疑っていたが、慶長5年8月5日頃の時点（表2）では家康サイドではないと判断したことを示すものであろう。

表3において、五畿内の諸国については、上杉版「内府ちかひの条々」の宛所に大和国が入っているが、それを除くと、上杉版「内府ちかひの条々」の宛所、「備口人数」ともに五畿内の諸国が入っていないのは豊臣政権（＝石田・毛利連合政権）の所在地（＝摂津大坂城）に近いことに関係すると考えられる（五畿内には家康サイドの大名が存在せず、豊臣政権〔＝石田・毛利連合政権〕にとって五畿内は豊臣政権の直轄地に近い感覚だったの



『歴代古案』収載の「内府ちかひの条々」について－上杉版「内府ちかひの条々」に関する若干の考察－（白峰）  
かも知れない。

表3において、上杉版「内府ちかひの条々」の宛所、「備口人数」の諸国を見ると、能登、越中、飛騨、信濃、尾張を含めてそれより東の諸国は入っていない（ただし、「備口人数」では加賀国は入っていない）。このことは、豊臣政権（＝石田・毛利連合政権）がこれらの諸国（＝東国）の諸大名を家康サイドと見ていたことを示している。

逆に言えば、豊臣政権（＝石田・毛利連合政権）は、上杉版「内府ちかひの条々」の宛所、「備口人数」に入っている諸国の大名（＝西国大名）を反家康の軍勢力として糾合して編成しようとした、と見なすことができる。

## おわりに

通常版「内府ちかひの条々」と同日付で出された連署状<sup>(17)</sup>の発給者は三奉行（増田長盛、長束正家、徳善院玄以）であるので、上杉版「内府ちかひの条々」の発給者が石田三成と増田長盛であることは、一見奇異に思われるが、上杉版「内府ちかひの条々」が、通常版「内府ちかひの条々」の別バージョンと考えると次のような推測が可能である。

つまり、上杉版「内府ちかひの条々」は、通常版「内府ちかひの条々」よりも家康に対して過激な文言が使用されているので、上杉版「内府ちかひの条々」は石田三成と増田長盛（中心になったのは石田三成と思われるが）が起草した「内府ちかひの条々」のももとのバージョン（オリジナルバージョン＝通常版「内府ちかひの条々」の原形）であり、上杉版「内府ちかひの条々」の文言の表現を少しマイルドな表現に改めた（多くの大名に送るため）のが通常版「内府ちかひの条々」であった、と推測できる。

上杉版「内府ちかひの条々」が『歴代古案』にのみ収録されている理由（つまり、上杉家だけに伝存している理由）は、通常版「内府ちかひの条々」が出された7月17日より前に、豊臣政権（＝石田・毛利連合政権）から上杉景勝に対してのみ、オリジナルバージョンである上杉版「内府ちかひの条々」が送付され（この時点では通常版「内府ちかひの条々」はまだ作成されていなかった）、これからこういうものを宛所になっている諸大名に送付予定である、と事前に報告された（よって、<sup>あんもん</sup>案文であるため上杉景勝に対して送付されてきた上杉版「内府ちかひの条々」にはもともと石田三成と増田長盛の花押はなかった、と思われる）、と推測できる<sup>(18)</sup>。

よって、上杉版「内府ちかひの条々」の宛所になっている諸大名の名前はこれらの大名に送付予定であるという記録（上杉景勝に見せるための記録）として書かれたものであり、上杉版「内府ちかひの条々」は、実際に62名の名前を宛所として列記してこれらの諸大名に出されたわけではないのであろう（そのため、他の大名家には上杉版「内府ちかひの条々」が伝存していない）。そして、実際には文言の表現を少しマイルドな表現に改めた通常版「内府ちかひの条々」が諸大名に出された、と考えられる。

上杉版「内府ちかひの条々」送付の背景には、慶長5年7月の時点で、家康による上杉討伐が間近に迫っている状況の中、豊臣政権（豊臣公儀）として家康を弾劾して反家康の挙兵をする証拠（上杉版「内府ちかひの条々」）を石田三成と増田長盛が上杉景勝に送付することによって、家康の上杉討伐発動前に、家康を弾劾して豊臣政権（豊臣公儀）から放逐し、家康の上杉討伐を政治的に不発に終わらせる動きが上方（豊臣政権）で進行し

ていることを、上杉景勝に対して事前かつ早急に知らせる目的があった、と考えられる。

そのように考えると、宛所に上杉景勝が入っていない上杉版「内府ちかひの条々」が上杉家にのみ伝存した理由が整合的に理解できる。

上杉版「内府ちかひの条々」が「慶長五年七月」となっていて、通常版「内府ちかひの条々」のように「慶長五年七月十七日」となっていないのは、通常版「内府ちかひの条々」を諸大名に送付する前であったので、日付が確定できなかったことによるものであろう。

以上のように考察した結果、上杉版「内府ちかひの条々」は偽文書ではなく（慶長5年7月当時の一次史料として文言や語法に不自然な箇所は見られない）、当時（慶長5年7月）の一次史料であると結論付けられる。

本稿の見解としては「石田三成が自作自演した文書」（桐野論考での指摘）というような姑息な性格の文書ではなく、通常版「内府ちかひの条々」に先行する「内府ちかひの条々」のオリジナルバージョンであり、石田三成の家康に対する敵愾心がストレートに表現された内容であると位置付けられ、三成の反家康の挙兵の理論的根拠を明確に示す（こうした理論的根拠を明確に示すことが石田三成らしい、ともいえるが）内容であるととらえられる。

そして、上杉版「内府ちかひの条々」の宛所（62名）の記載は、慶長5年7月当時の豊臣政権（石田・毛利連合政権）の反家康の軍事力編成を具体的に示すものであると評価できる<sup>(19)</sup>。

そうした点に、この史料（上杉版「内府ちかひの条々」）の歴史的意義があるといえよう。

## [註]

- (1) 関ヶ原の戦いに関する最新の論文として、小池絵千花「関ヶ原合戦の布陣地に関する考察」『地方史研究』411号、地方史研究協議会、2021年。以下、小池論文と略称する）がある。紙幅の関係のため、詳しくは紹介できないが、小池論文では、同論文タイトルに関するこれまでの研究史を丹念に整理し、問題点を提示している。小池論文では、①「松尾山」は、明暦二年（一六五六）成立の『関原始末記』、寛文三年（一六六三）成立の『慶長軍記』に小早川秀秋の布陣地として登場する。ただし、江戸時代前期に成立したこの二冊では、小早川秀秋は松尾山の山頂ではなく、山下に布陣したと記されている。」(21頁)、②「東軍諸隊は固定的な布陣地が決まっていたわけではなく、攻撃を加える順も（先陣は福島隊で、という程度は決まっていたかもしれないが）明確には定まっていなかった（定まっていたとしても、実際の戦闘では厳密に守られていなかった）。戦端が開かれてから東軍諸隊は一斉に攻め寄せ、どの隊が何番目に戦闘に加わったか等という交戦の順序を把握していた人はおらず、把握できるような性質の戦いでもなかった。それが戦闘の実態ではないだろうか。」(20頁)という注目される指摘がされている。ただし、小池論文で布陣地考察の依拠史料とした太田牛一の『内府公軍記』は成立年代が早いとはいえ（小池論文では「関ヶ原合戦から数年以内」としている）、あくまで二次史料（軍記）である点には留意する必要がある。また、小池論文では「そして夜が明けて九月一五日に合戦が勃発し、東軍が勝利した。この時点で徳川家康は戦った場所を「山中」と認識していたため、「於濃州山中及一戦」と書いた。しかし、戦後処理の過程で主戦場は「関ヶ

『歴代古案』収載の「内府ちかひの条々」について—上杉版「内府ちかひの条々」に関する若干の考察—（白峰）原だと判明した。家康はここで認識を改め、以降に発給した文書では「関ヶ原」地名を使用することにした。」（18頁）と指摘している。しかし、現地に来て実際に参戦した主将である家康が、当日（9月15日）、戦場の位置を明確に把握しておらず、後日、「山中」から「関ヶ原」に認識を改めた、という想定は成立し難いと思われる（家康が戦場において近距離の位置情報すら正確に把握できていなかった、ということになるため）。なお、小池論文では拙論に対していろいろと御批判をいただいているので、後日、反論する機会があれば反論したいと思っている。ちなみに、関ヶ原本戦（9月15日）に関する最新の拙論については、拙稿「関ヶ原本戦について記した近衛前久書状」（日本史史料研究会監修・白峰旬編著『関ヶ原大乱、本当の勝者』、朝日新聞出版、2020年、終章〔301～329頁〕）を参照されたい。

- (2) 『歴代古案（れきだいこあん）』とは「戦国大名の越後上杉氏およびその家臣の家の古文書を筆録した書物」（『国史大辞典』14巻、吉川弘文館、1993年、719頁）である。
- (3) 桐野作人「三成が書いた「内府ちかひの条々」があった!？」（『歴史人』2016年9月号、通巻69号、KKベストセラーズ、2016年、54～55頁）。
- (4) 「7月17日付立花宗茂宛長束正家、増田長盛、徳善院玄以連署状」（『筑紫文書』、『新修福岡市史』資料編、中世1、福岡市、2010年、1020頁）など。
- (5) 藤井譲治「秀吉文書集成 2012年3月版」（研究代表者・藤井譲治「豊臣政権前期の政治過程・政権構想の基礎的研究」、『科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書』、2012年）。
- (6) 「7月17日付立花宗茂宛長束正家、増田長盛、徳善院玄以連署状」（前掲『新修福岡市史』資料編、中世1、1020頁）の書止文書は「恐惶謹言」、「7月17日付中川秀成宛長束正家、増田長盛、徳善院玄以連署状」（神戸大学文学部日本史研究室編『中川家文書』、臨川書店、1987年、87号文書、65～66頁）、「7月17日付松井康之宛長束正家、増田長盛、徳善院玄以連署状」（図録『関ヶ原合戦と九州の武将たち』、八代市立博物館未来の森ミュージアム、1998年、163～164頁）の書止文言は「恐々謹言」である。
- (7) 佐藤進一『新版古文書学入門』（法政大学出版局、2003年、174頁）。
- (8) 家康が7月7日出した会津討伐の軍法（「慶長5年7月7日付徳川家康印判状」、中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻、日本学術振興会、1959年、501～502頁）も一つ書きで記されていて宛所の記載はない。この軍法も通常版「内府ちかひの条々」と同様に年月日の記載がある。なお、この軍法には、家康の署名も花押もなく、印判のみである点も注意される。関ヶ原の戦いにおける種々の軍法の分析・考察については、渡邊大門「関ヶ原合戦における軍法について」（『十六世紀史論叢』11号、十六世紀史研究学会、2019年）を参照されたい。
- (9) 「内府ちかひの条々」（慶長5年7月17日付）（『筑紫文書』、前掲『新修福岡市史』資料編、中世1、1019～1020頁）。通常版「内府ちかひの条々」については、本稿では「筑紫文書」収載の「内府ちかひの条々」を参照した。
- (10) 「石田三成・増田長盛連署條目」（『歴代古案』第五〈史料纂集〉、続群書類従完成会、2002年、1537号文書、120～126頁）。
- (11) 笠谷和比古『関ヶ原合戦と大坂の陣』（吉川弘文館、2007年、37、42頁）。

- (12) 上杉版「内府ちかひの条々」と通常版「内府ちかひの条々」の各箇条の対応関係の比較は、桐野論考でもおこなわれていて、各箇条の対応関係の比較検討の結果は、本稿と同様の結論になっている。
- (13) 「<sup>じつみょう</sup>実名での呼び捨て表現は、現代的には無礼なことと受け取られるが、戦国時代にあってはまったく逆で、むしろ敬意の表現とみなすべきことだったのである」(高橋修「実名-呼び捨ての習慣はいつ終わったか」(鶴飼政志・蔵持重裕・杉本史子・宮瀧交二・若尾政希編『歴史をよむ』、東京大学出版会、2004年、228頁)。このほか、丸島和洋「敢えて実名を記す-「二字書」という書札礼-」(日本古文書学会編集『古文書学研究』88号、勉誠出版、2019年)も参考になるので参照されたい。
- (14) 通常版「内府ちかひの条々」、上杉版「内府ちかひの条々」共に「大閣様」は闕字扱いにしている。通常版「内府ちかひの条々」では「大閣様」は<sup>べいしゆつ</sup>一箇所は平出にしている。
- (15) 染谷光廣『秀吉の手紙を読む』(吉川弘文館、2013年、201頁)。
- (16) 図録『石田三成と西軍の関ヶ原合戦』(長浜市長浜城歴史博物館編集・発行、2016年、16～17頁の「備口人数」1通の写真、118～119頁の活字翻刻)。
- (17) 「7月17日付立花宗茂宛長束正家、増田長盛、徳善院玄以連署状」(前掲『新修福岡市史』資料編、中世1、1020頁)など。
- (18) よって、上杉版「内府ちかひの条々」が「多数の大名に発給したように偽装」したものであるとか、「上杉家を<sup>とくせん</sup>督戦するため、石田三成が自作自演した文書だった」とする桐野論考の指摘については、私見とは見解が異なる。
- (19) 上杉版「内府ちかひの条々」では「鍋島加賀守殿」(＝鍋島直茂)となっているが(表1参照)、「備口人数」では「龍造寺」となっている点(表2参照)は注意する必要がある。これは豊臣政権が当時の肥前佐賀の領主権をどのようにとらえていたのかという軍役賦課の問題と関係する。この問題とは直接関係ないが、鍋島勝茂・龍造寺高房の軍勢が、津城(伊勢)攻めの際に布陣した場所について、佐賀戦国研究会代表の深川直也氏より、次のような御教示をいただいたので付記しておく(深川直也氏に対して『勢陽五鈴遺響(安濃郡卷之五)』に関する直接の情報提供はツイッターにおける「豪士」(@Gohshi77)さんによるものである)。鍋島勝茂・龍造寺高房の軍勢が、津城(伊勢)攻めの際に布陣した場所については、「勝茂公譜考補二」(『佐賀県近世史料』第一編第二卷、佐賀県立図書館、1994年、217頁)に「津ノ城浜ノ南遠瀬川ノ辺ニ、山輪ト云所ニ御陣ヲ被取」という記載がある。この「山輪」とは、江戸時代(天保4年〔1833〕成立)の『勢陽五鈴遺響(安濃郡卷之五)』(『訂正増補 勢陽五鈴遺響 安濃郡六』、安岡親毅著、伊東太郎出版、1903年、ア101頁、国立国会図書館のデジタルコレクション〔インターネット〕で閲覧可能)という地誌には「山ノ庵ハ今ノ四天王寺ヲ指ス方俗ノ古老モ今ニ山ノ輪ト訛リ稱スアリ」という記載があるので、現在の三重県津市栄町一丁目にある四天王寺であることがわかる。この四天王寺は塔世川(現・安濃川)の北に位置する。この深川氏による御教示をもとに考えると、上述した「津ノ城浜ノ南遠瀬川(引用者注:塔世川を指す)ノ辺ニ」(「勝茂公譜考補二」という記載については、「津ノ城浜ノ南」は「津ノ城浜ノ北」の誤記である可能性が考えられる。この記載における「浜」とは「浜手」=「うみて」(『日本国語大辞典(第二版)』10巻、小学館、2001年、1363頁、「浜手(はまて)」の項)＝津城の東側を意味

『歴代古案』収載の「内府ちかひの条々」について—上杉版「内府ちかひの条々」に関する若干の考察—（白峰）

する、と考えられる。前掲「勝茂公譜考補二」には、その後、鍋島勝茂は「当城ノ要害・地形・攻口ノ様子」を見て「武者トモ」を召し連れて巡見したところ、「此口」（＝最初に布陣した四天王寺）は（津城を攻めるには）「利」を得難い「場」として「評議」で決定した。それでは塔世川を馳せ渡り、「浜ノ手」（＝浜手＝海手＝津城の東側）に向かって（それから津城を）攻めるべし、として、まず、斥候として「神代家来」（＝神代氏の家臣）の梅野右馬助を遣わしたところ、馳せ帰って「右攻口」が「勿論御勝利」あるべき旨を（鍋島勝茂に）申し上げたので、そこから攻めることに決定した、と記されている。この記載を考慮すると、鍋島勝茂は、最初に布陣した四天王寺は津城を攻めるには不適切であると判断して（四天王寺は塔世川よりも北に位置していたため城攻めの際に塔世川を渡河する必要があったことも関係すると思われる）、塔世川を渡河して南下し、津城の東側から攻めることにして、さらに斥候の報告により、「右」の「攻口」から攻めることに決定したことがわかる。この「右」の「攻口」という意味は、当時の津城の構造が「天正期津城古図」（図1）によれば、「内堀のなかには二ノ丸、三ノ丸が本丸部分より南側と東側にそれぞれ一つずつあり、南側には局丸も確認できる」（『三重県指定史跡津城跡石垣測量・変位調査報告 概要版』、出版者、出版年の記載なし、3頁。「天正期津城古図」については所蔵者の記載なし）構造であったことと関係する。つまり、前掲「天正期津城古図」を見ると、三ノ丸は本丸東側の北と南にそれぞれ存在し、城外に向けてそれぞれ橋が掛けられていたことがわかる。よって、東側から津城を攻める場合、北の三ノ丸の橋から攻める、或いは、南の三ノ丸の橋から攻めることになる。上述した「右」の「攻口」というのは北の三ノ丸の橋から攻めることを意味している。前掲「天正期津城古図」を見ると、南の三ノ丸には橋の前面に「門矢倉」があるのに対して、北の三ノ丸には橋の前面に「門矢倉」がないことから、鍋島勝茂が遣わした斥候は「右」の「攻口」（＝北の三ノ丸の橋）から攻めることを進言したと思われる。なお、「8月26日付鍋島勝茂宛増田長盛書状」（前掲「勝茂公譜考補二」）には、鍋島勝茂が津城の「南之濱手」を受け取り、即時に二の丸まで攻め込み、敵を多く討ち捕らえたことを賞している。この書状によれば、鍋島勝茂は攻め口として、南の浜手（＝海手＝津城の東側）を受け取ったことになるので、南の三ノ丸の橋から攻めたことになる。このように、鍋島勝茂の攻め口が北の三ノ丸の橋から攻めたのか、或いは、南の三ノ丸の橋から攻めたのか、という点については、今後の検討課題としたい。上記以外に深川直也氏からは、①『水江事略』巻之六（多久市公民館郷土史編纂委員会編、1955年、17頁。※『水江事略』巻之六は、龍造寺家久〔多久安順〕の一代記）に「勝茂公は毛利秀元と相備にして山の手に進まる」と記載があることから、毛利秀元は龍造寺・鍋島軍と近い距離の、四天王寺方面の山手に布陣したと考えられ、赤色立体地図（国土交通省・国土地理院のウェブサイトで閲覧可能。赤色立体地図はアジア航測株式会社の特許〔第3670274号等〕を使用して作成したものである）を見ると、この付近（四天王寺方面）が小高い山になっており、神社が多く、諸軍が布陣するには好立地であり、南に津城方面を見下ろす形になる、②前掲『水江事略』巻之六（17頁）には「敵兵城を出て一つの岡に屯す、其前面は備立整々として寄るべき隙もなし」と記されているので、津城の守備側は、城の外（津城の北か？）の「岡」（微高地）に出丸か砦のようなものを設けていた可能性が考えられる、③『高山公実録』上巻（上野市古文書刊行会編、清文堂出版、1998年、312頁）、『公室年譜略』（上野市古文書刊行会編、清文堂出版、2002年、218～

219頁)に富田信高の城主時代の津城の構造が、「富田侯ノ在城ノ節ハ本城東西(東南カ)ニ両口有テ惣体地低ニシテ本城ノ四方沢沼タリ二三ノ丸本城ノ東ニ在テ橋ヲ以テ各通路シ亦其外ヘモ橋ニテ出ル西(南カ)ニ局丸ト云アリ」と記されていて(『高山公実録』の記載は『公室年譜略』からの引用)、前掲「天正期津城古図」の記載内容と一致する部分がある、という点についても御教示をいただいた。深川氏の御教示に対して感謝する次第である。私見として付言すると、前掲「天正期津城古図」を見ると、津城の北に「京口」、「門矢倉」と書かれているので、それが出丸の可能性も考えられる。

表1

『歴代古案』第5、1537号文書「石田三成・増田長盛連署條目」の宛所の記載（注1）

	史料での表記	実名	城地(石高)	備考
★	安芸中納言殿	毛利輝元	安芸広島(120万5000石)	A 毛利輝元
	毛利甲斐守殿	毛利秀元	長門山口(20万石)	A 秀元
★	備前中納言殿	宇喜多秀家	備前岡山(57万4000石)	A 宇喜多秀家
★	筑前中納言殿	小早川秀秋	筑前名島(35万7000石)	A 小早川金吾秀秋
★	嶋津兵庫頭殿	島津義弘	大隅栗野・帖佐(6万石)	A 義弘惟新入道
	同中務少輔殿	島津豊久		
	同又八郎殿	島津忠恒	薩摩鹿兒島(61万9000石)	
	吉川 <sup>(ママ)</sup> 駿河守(藏人頭カ)殿	吉川広家	出雲富田(14万2000石)	
	堅田兵庫殿	堅田広澄	近江堅田(2万石)	※毛利家家臣の堅田元慶とは別人
	安国寺	安国寺恵瓊	伊予国和氣郡内(6万石)	
	松浦法印	松浦鎮信	肥前平戸(6万3000石)	A 肥前守鎮信入道式部卿
★	長曾我部宮内少輔殿	長宗我部盛親	土佐浦戸(22万2000石)	A 兄 <sup>(ママ)</sup> (父カ)ハ長曾我部土佐守元親
				B 盛親
★	高橋右近大夫殿	高橋元種	日向県(5万石)	B 長行
	有馬修理大夫殿	有馬晴信	肥前日野江(4万石)	B 正純
★	相良宮内少輔殿	相良頼房	肥後人吉(2万2000石)	B 頼實の「實」を見せ消ちで「定」に訂正している
★	秋月三郎殿	秋月種長	日向財部(3万石)	B 種宗
★	久留米侍従殿	毛利(小早川)秀包	筑後久留米(13万石)	A 藤四郎秀包
	五嶋大和守殿	五嶋玄雅	肥前福江(1万5000石)	
	鍋嶋加賀守殿	鍋嶋直茂	肥前神埼郡内(4万5000石)	
	伊東民部少輔殿	伊東祐兵	日向飫肥(5万7000石)	B 祐隆
	対馬侍従殿	宗義智	対馬府中(2万石)	A 宗対馬守義智
★	筑紫上野介殿(注2)	筑紫広門	筑後山下(1万8000石)	B 義冬
	関長門守殿	関一政	美濃多羅(3万石)	B 一政
	堅田兵部少輔殿	堅田元慶	毛利輝元領内(1万4039石)	
	平塚因幡守殿	平塚為広	美濃垂井(1万2000石)	B 為広
★	戸田武蔵守殿	戸田勝成	越前安居(1万石)	B 重政
★	脇坂中務少輔殿	脇坂安治	淡路洲本(3万3000石)	
★	小川左馬助殿	小川祐滋	伊予国分(7万石)	
	朽木河内守殿	朽木元綱	近江朽木(2万石)	
	南条中務少輔殿	南条元忠	伯耆羽衣石(4万石)	
	木下備中守殿	木下(荒木)重堅	因幡若桜(2万石)	
	原隠岐守殿	原長頼	美濃太田山(3万石)	B 胤房

	石川掃部助殿	石川頼明	播磨国内（1万2000石）	B 頼明
	高田小左衛門尉殿		※増田長盛の家臣	
	増田作左衛門尉殿	増田安俊	※増田長盛の家臣	
★	小西摂津守殿	小西行長	肥後宇土（20万石）	B 行長
★	生駒雅楽頭殿	生駒親正	讃岐高松（15万石）	
	小野木縫殿助殿	小野木重次	丹波福知山（3万1000石）	
	池田伊与 <sup>(ママ)</sup> （予カ）守殿	池田秀氏	伊予大洲（2万石）	
	氏家内膳正殿	氏家行広	伊勢桑名（2万2000石）	
	谷出羽守殿	谷衛友	丹波山家（1万6000石）	
	木村宗左衛門尉殿	木村由信	美濃北方（1万石）	
	九鬼大隅守殿	九鬼嘉隆	志摩鳥羽（5000石）	
	藤懸三河守殿	藤懸永勝	丹波上林（1万5000石）	
	高田豊後守殿	高田治忠	丹波国内（1万石）	
	別所豊後守殿	別所吉治	但馬国内（1万石）	
	小出大和守殿	小出吉政	但馬出石（6万石）	
	杉原伯耆守殿	杉原長房	但馬豊岡（2万石）	
	野村肥後守殿	野村直隆	近江国友（2万石）	
	丸茂三郎兵衛殿	丸毛兼利	美濃福束（2万石）	
	高木十郎右 <sup>(ママ)</sup> （左カ）衛門殿	高木盛兼	美濃高須（1万石）	
	伊東彦兵衛殿	伊東盛景	美濃大垣（3万石）	
	河尻肥前守殿	河尻秀長	美濃苗木（1万石）	
	赤沢 <sup>(ママ)</sup> （赤座カ）土佐守 <sup>(ママ)</sup> （備後守カ）殿	赤座直保	越前今庄（2万石）	
★	木下山城守殿	木下頼継	越前国内（2万5000石）	
★	木下宮内少輔殿	木下利房	若狭高浜（2万石）	
★	奥山雅楽助殿	奥山正之	越前国内（1万1000石）	
★	上田主水殿	上田重安	越前国内（1万石）	
★	青木紀伊守殿	青木一矩	越前北庄（20万石）	
	山口玄蕃頭殿	山口正弘（宗永）	加賀大聖寺（5万石）	
	羽柴加賀守殿	丹羽長重	加賀小松（12万5000石）	
★	笈和泉守殿	垣見家純（一直）	豊後富来（2万石）	

【凡例】

★…「備口人数」（表2）に名前がある者。ただし、表2の「実名」に名前があっても「史料での表記」に名前がない者は除く。

備考におけるA…史料における右側の記載 ※後世の加筆の可能性が考えられる。

備考におけるB…史料における下の記載 ※後世の加筆の可能性が考えられる。

※表1では、史料中における旧字体、異体字を新字体に訂正した。

※「実名」、「城地（石高）」、「備考」は表1の作表にあたり補足した。

（注1）『歴代古案』第5〈史料纂集〉（続群書類従完成会、2002年、1537号文書、120～126頁）。

（注2）「備口人数」に名前があるのは、筑紫広門（上野介）の子の筑紫広門（主水正）である。



表2  
石田・毛利連合軍の諸將と動員人数（慶長5年8月5日頃の時点）

〔真田宝物館所蔵文書〕（注1）

人 数	史料での表記	実 名	城 地（石 高）
<b>【伊勢口】《伊勢方面軍》</b>			
4万1500人	安芸中納言	▼毛利輝元	安芸広島（120万5000石）
このうち、1万人は子の藤七郎殿（=毛利秀就）に付け置くa（注2） （残りの）3万人余は毛利輝元自身が召し連れて出馬（注3）			
1万8000人	秀家	▼宇喜多秀家	備前岡山（57万4000石）
8000人	筑前中納言殿	小早川秀秋	筑前名島（35万7000石）
2100人	土佐侍従	長宗我部盛親 a	土佐浦戸（22万2000石）
1000人	大津宰相	京極高次	近江大津（6万石）
3900人	立花左近	立花宗茂	筑後柳川（13万2000石）
1000人	久留米侍従	小早川秀包	筑後久留米（13万石）
500人	筑紫主水	筑紫広門（主水正）	筑後山下（1万8000石）
9800人	龍造寺	龍造寺高房・鍋島勝茂	肥前佐賀（30万9000石）
1200人	脇坂中務	脇坂安治	淡路洲本（3万3000石）
300人	堀内安房守（注4）	堀内氏善	紀伊新宮（2万7000石）
400人	羽柴下総	滝川雄利	伊勢神戸（2万石）
400人（城加番）	山崎右京	山崎定勝	伊勢竹原（1万石）
370人（城加番）	蒔田権介	蒔田広定	伊勢雲出（1万石）
390人（城加番）	中居 <sup>(ママ)</sup> （江カ）式部太輔	中江直澄	不明
1000人	長束大蔵	●長束正家 a	近江水口（5万石）
以上、7（8カ）万9860人 <sup>(ママ)</sup>			
<b>【美濃口】《美濃方面軍》</b>			
6700人	石田治部少輔	●石田三成	近江佐和山（19万4000石）
5300人	岐阜中納言殿 一手	織田秀信	美濃岐阜（13万3000石）
1400人	羽柴右京・稲葉彦六	稲葉貞通・稲葉典通	美濃郡上八幡（4万石）
5000人（注5）	羽柴兵庫頭	島津義弘	大隅栗野・帖佐（6万石）
2900人	小西摂津守	小西行長	肥後宇土（20万石）
4000人	同与力四人（注6）	松浦鎮信 有馬晴信 大村喜前 五島玄雅	肥前平戸（6万3000石） 肥後日野江（4万石） 肥前大村（2万7000石） 肥前福江（1万5000石）
400人	稲葉甲斐守	稲葉通重	美濃清水（1万2000石）
以上、2万5700人			

【北国口】《北国方面軍》			
1200 人	大谷刑部少輔	大谷吉継	越前敦賀（5 万石）
3000 人	若狭少将・同宮内少輔	木下勝俊 木下利房	若狭小浜（6 万 2000 石） 若狭高浜（2 万石）
5000 人	丹波七頭之衆	小野木公郷・織田信包・谷衛友・川勝秀氏・藤懸永勝・石川貞通・高田治忠	
2500 人	但馬弔頭	杉原長房・齋村政広・小出吉政・別所吉治のうちの 2 人に比定できる	
700 人	木下山城守	木下頼継	越前国内（2 万 5000 石）
800 人	播磨姫路衆	木下家定	播磨姫路（3 万石）
2000 人	越前東江衆	丹羽長昌	越前東郷（5 万石）
500 人	戸田武蔵	戸田勝成	越前安居（1 万石）
500 人	福原右馬亮	■福原長堯	不明
300 人	溝江彦三郎（注 7）	溝江長晴	越前金津（1 万 700 石）
300 人	上田主水	上田重安	越前国内（1 万石）
500 人	寺西下野	寺西是成	越前国内（1 万石）
500 人	奥山雅楽	奥山正之	越前国内（1 万 1000 石）
2500 人	小川土佐・同左馬亮	小川祐忠・小川祐滋	伊予国分（7 万石）
1000 人	生駒雅楽	生駒親正	讃岐高松（15 万石）
ただし、主が煩いのため、家老の者共が召し連れる			
2000 人	蜂須賀阿波守	蜂須賀家政	阿波徳島（17 万 7000 石）
ただし、主が煩いのため、家老の者共が召し連れる			
6000 人	青木紀伊守	青木一矩	越前北庄（20 万石）
800 人	青山修理	青山宗勝	越前丸岡（4 万 6000 石）
以上、3 万 100 人			
【勢田橋爪在番】《瀬田橋防衛軍》			
1020 人	太田飛騨守・同美作守	太田一吉・太田一成	豊後臼杵（6 万 5000 石）
405 人	垣見和泉守	■垣見一直	豊後富来（2 万石）
405 人	熊谷内蔵丞	■熊谷直盛	豊後安岐（1 万 5000 石）
600 人	秋月長門守	■秋月種長	日向財部（3 万石）
800 人	相良左兵衛	■相良頼房	肥後人吉（2 万 2000 石）
800 人	高橋右近	■高橋元種	日向県（5 万石）
500 人	伊藤豊後	伊東祐兵	日向飫肥（5 万 7000 石）
360 人	竹中伊豆守	竹中重利	豊後高田（1 万 3000 石）
1500 人	中河修理	中川秀成	豊後竹田（6 万 6000 石）

520 人	木村弥一右衛門尉	■木村清久	豊後国内（1万5000石）
以上、6910 人			
【大坂御留守居】《大坂城鎮守軍》			
7500 人	御小姓衆	豊臣秀頼麾下	
8300 人	御馬廻	豊臣秀頼麾下	
5900 人	御弓鉄砲衆	豊臣秀頼麾下	
6700 人	前備・後備	豊臣秀頼麾下	
1 万人	輝元人数	▼毛利輝元	安芸広島（120万5000石）
1000 人	徳善院	●徳善院玄以	丹波亀山（5万石）
3000 人	増田右衛門尉	●増田長盛	大和郡山（20万石）
このほか7000人が伊賀に在番（注8）			
以上、4万2400人			
合計 18万4970人（19万4970人カ）			

※「実名」、「城地（石高）」は表2の作表にあたり補足した。

#### 【凡例】

▼…二大老（毛利輝元・宇喜多秀家）

●…四奉行（石田三成・長束正家・増田長盛・徳善院玄以）

■…慶長5年9月15日の関ヶ原の戦いの時点での大垣城在番

a…関ヶ原の戦い（9月15日）で南宮山に布陣した諸将

（注1）図録『石田三成と西軍の関ヶ原合戦』（長浜市長浜城歴史博物館編集・発行、2016年、16～17頁の「備口人数」1通の写真、118～119頁の活字翻刻）。

（注2）毛利秀就（慶長5年の時点で6歳）の1万人という記載については、実際に南宮山に布陣したのは毛利秀元であるので、毛利秀元の1万人と読み替えるべきであろう。

（注3）毛利輝元は実際には大坂城から出ていないので、3万人余を毛利輝元が召し連れて出馬した事実はない。しかし、「慶長5年）8月7日付石田三成書状」（『歴代古案』第一〈史料纂集〉、続群書類従完成会、1993年、114号文書、83～86頁）には、毛利輝元は浜松辺りへ出陣し、家康が「上着之刻」は3万を召し連れて出馬することに決まった、と記されているので、実現しなかったものの、8月上旬の時点ではこうした予定はあったであろう。

（注4）前掲・図録『石田三成と西軍の関ヶ原合戦』（118頁）の活字翻刻では「堀田安房守」となっているが、前掲・図録『石田三成と西軍の関ヶ原合戦』（16頁）の写真により、「堀内安房守」と訂正した。

（注5）島津義弘は率いている人数が少ないため、たびたび国許に対して人数を派遣するように要請している。「9月7日付島津忠恒宛島津義弘書状」（『鹿兒島県史料・旧記雑録後編三』、鹿兒島県、1983年、574～575頁）では、5000人を派遣するように要請している。よって、島津義弘の動員人数は5000人よりはかなり少なかったはずである。

（注6）小西行長の与力4人とは、松浦鎮信（肥前平戸、6万3000石）、有馬晴信（肥前日野江、4万石）、大村喜前（肥前大村、2万7000石）、五島玄雅（肥前福江、1万5000石）と考えられる。この点については、中西豪氏より御教示いただいた。なお、『真田家文書』上巻（米山一政編輯、長野市発行、1981年発行、2005年改訂、56号文書、65～69頁）の、「備口人数」では、「小西撰津守」の次の「四千人 同与力四人」の記載は脱落している。前掲・図録『石田三成と西軍の関ヶ原合戦』（17頁）の写真ではこの記載は確認できるので、前掲『真田家文書』上巻で活字翻刻された際に脱落したのであろう。

（注7）前掲・図録『石田三成と西軍の関ヶ原合戦』（118頁）の活字翻刻では「溝口彦三郎」となっているが、前掲・図録『石田三成と西軍の関ヶ原合戦』（16頁）の写真により、「溝江彦三郎」と訂正した。

（注8）『中臣祐範記』8月2日条（『中臣祐範記』第一〈史料纂集〉、八木書店、2015年、74頁）に、伊賀上野城（筒井定次の居城）を留守居の家臣（筒井定次は上杉討伐のため関東へ出陣中）が増田長盛（四奉行の一人）に引き渡した、という記載がある。よって、この「7000人が伊賀に在番」という記載は、豊臣公儀（石田・毛利連合政権）が筒井定次（伊賀上野城主）を改易にしてその居城を収公し、7000人の在番人数を入れた、という意味であろう。このことから、「備口人数」（表2）は8月2日以降の状況を記載した内容であることがわかる。

表3

国	上杉版「内府ちかひの条々」 の宛所（表1）の国別分類	「備口人数」（表2） の国別分類	エリア	備考
陸奥	×	×	東北	
出羽	×	×	東北	
下野	×	×	関東	
上野	×	×	関東	
常陸	×	×	関東	
下総	×	×	関東	
上総	×	×	関東	
安房	×	×	関東	
武蔵	×	×	関東	
相模	×	×	関東	
甲斐	×	×	甲信越	
信濃	×	×	甲信越	
越後	×	×	甲信越	
駿河	×	×	東海	
伊豆	×	×	東海	
遠江	×	×	東海	
三河	×	×	東海	
尾張	×	×	東海	
伊勢	○	○	東海	
伊賀	×	×	東海	
志摩	○	×	東海	
越中	×	×	北陸	
能登	×	×	北陸	
加賀	○	×	北陸	
越前	○	○	北陸	
若狭	○	○	北陸	
飛騨	×	×		
美濃	○	○		
近江	○	○		
摂津	×	×	五畿内	
河内	×	×	五畿内	
和泉	×	×	五畿内	
山城	×	×	五畿内	
大和	×	○	五畿内	

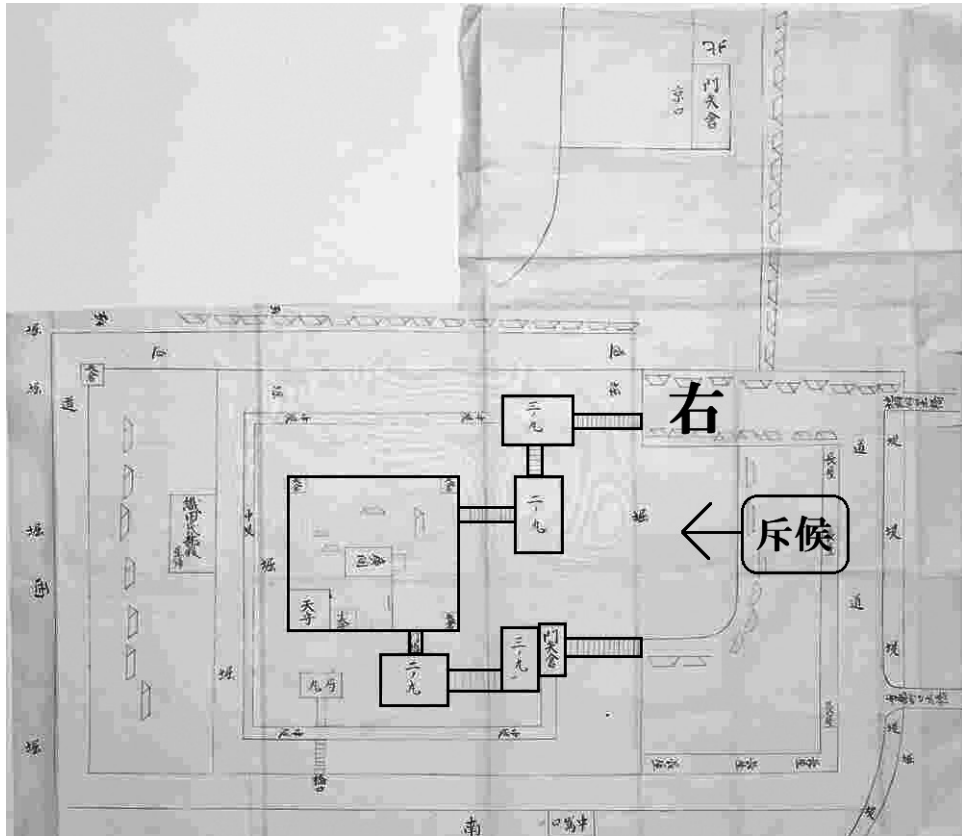
紀伊	×	○		
丹波	○	○	山陰	
丹後	×	×	山陰	
但馬	○	○	山陰	
因幡	○	×	山陰	
伯耆	○	×	山陰	
出雲	○	×	山陰	
石見	×	×	山陰	毛利氏領国
播磨	○	○	山陽	
美作	×	×	山陽	宇喜多氏領国
備前	○	○	山陽	
備中	×	×	山陽	宇喜多氏領国
備後	×	×	山陽	毛利氏領国
安芸	○	○	山陽	
周防	×	×	山陽	毛利氏領国
長門	○	×	山陽	
淡路	○	○		
讃岐	○	○	四国	
阿波	×	○	四国	
伊予	○	○	四国	
土佐	○	○	四国	
豊前	×	×	九州	
豊後	○	○	九州	
筑前	○	○	九州	
筑後	○	○	九州	
肥前	○	○	九州	
肥後	○	○	九州	
日向	○	○	九州	
大隅	○	○	九州	
薩摩	○	×	九州	
対馬	○	×		

## 【凡例】

○…表1、表2の「城地（石高）」における国別の記載に該当の国があるもの

×…表1、表2の「城地（石高）」における国別の記載に該当の国がないもの

図1  
「天正期津城古図」



※「天正期津城古図」は『三重県指定史跡津城跡石垣測量・変位調査報告 概要版』（出版者、出版年の記載なし、3頁）より引用した。「勝茂公譜考補二」（『佐賀県近世史料』第一編第二巻、佐賀県立図書館、1994年、217頁）における津城攻めの記載の参考とするため、深川直也氏（佐賀戦国研究会代表）が「天正期津城古図」に加筆をおこなったものを、深川氏の許可を得て掲載した。